

飼育動物診療施設開設届

年 月 日

湘南家畜保健衛生所長 殿

開設者 住所 〒

氏名 印  
 (法人にあってはその名称、代表者の役職氏名及び代表者印)

獣医師であることの有無 (有・無)

電話番号  
 ファクシミリ番号

診療施設を開設したので、獣医療法第3条の規定により、診療施設の開設を次のとおり届け出ます。

1 診 療 施 設	ふりがな 名 称			
	電話番号		F A X	
	開設場所	〒		
	開設年月日	年 月 日		
2 管 理 者	ふりがな 氏 名			
	電話番号		F A X	
	住 所	〒		
3	診療の業務の種類	産業動物 ・ 小動物 ・ その他 ( )		
4 診療施設の構造設備の概要				
(1)建物の構造		独立家屋 ( 階建て 階)、マンション・アパート等の集合家屋 ( 階建て 階)、 その他 ( )		
		鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、 その他 ( )		
(2)診療施設の床面積				
(3)逸走防止の設備		おり・ケージ、くい・保定枠等、動物が自力で開放できない構造の扉・窓 その他 ( )		
(4)感染防止の設備		有・無 隔離収容設備、間仕切り板が設置されたおり・ケージ その他 ( )		

(5) 消毒設備		煮沸消毒器、滅菌手洗器、オートクレーブ、ガス滅菌器、噴霧器、散霧器 その他（ ）		
(6) 調剤 施設	有・無			
	採光、照明及び換気	有・無	窓、換気扇	
	冷蔵貯蔵施設	有・無	冷蔵庫その他冷蔵貯蔵ができる設備	
	調剤器具	有・無	調剤台、はかり、薬匙等	
(7) 手術 施設	有・無			
	耐水性の構造の内壁 及び床	有・無	内壁（床面からおおむね1.2mまでの高さ）及び床がコン クリート、モルタル、タイル等の耐水性材料で覆われてい ること。	
(8) エックス線装置 ( 獣医療法施行規則第1条 第6号に該当するもの に限る。 )		台（装置を有する場合は次ページ以降「エックス線装置の概要」 に記入のこと）		
(9) その他				
(10) 診療業務を行う獣医師（管理者を最上段に記載してください） （エックス線装置を有する場合は、エックス線診療に従事する獣医師及びそれに関する経歴）				
氏 名	獣医師登録番号	登録年月日	エックス線診療に従事	エックス線診療に関する経歴
			する・しない	
			する・しない	
			する・しない	
			する・しない	
			する・しない	
			する・しない	

※ 「診療用高エネルギー放射線発生装置」、「診療用放射線照射装置」、「診療用放射線照射器具」、「放射線同位元素装備診療機器」、「診療用放射性同位元素」、「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を有する場合は、獣医療法施行規則第1条7号～11号に定められた事項を添付すること。

5 エックス線装置の概要				
(1) エックス線装置の製作者名、型式及びエックス線高電圧発生装置の定格出力				
製作者名				
型 式				
製造年月日		年 月 日		
装置の種類		固定式（移動可）	固定式（移動不可）	ポータブル
高電圧発生装置の定格出力	区 分	管電圧	管電流	撮影時間
	長 時 間	KVp	mA	-
	短 時 間	KVp	mA	秒
	蓄 電 式	KV	$\mu$ F	-
用 途		撮影・透視・治療		
設置時の状態		新品・中古品		
設置年月日		年 月 日		
(2) エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要				
エックス線装置の共通事項				
照 射 筒		有 ・ 無		
絞 り		有 ・ 無		
総ろ過量		mmアルミニウム当量		
透視用エックス線装置				
エックス線管回路自動開放装置		有 ・ 無		
利用線すい可動絞り装置		有 ・ 無		
蛍光板有効面積外放射防止装置		有 ・ 無		
蛍光板通過後の放射線量		nC/kg・時間		
蛍光板周囲と被放射体周囲の散乱線防護		有 ・ 無		
治療用エックス線装置				
ろ過板保持装置		有 ・ 無		

(注意：エックス線装置を複数保有する場合は、このページを台数分記載してください。)

(3) エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

エックス線診療室の概要		エックス線診療専用の室、診察室と兼用の室、手術室と兼用の室、その他（ ）			
診療室の遮へい物等の概要	区 分	材 料	厚 さ	放射線防護に関する措置	
	天 井				
	周等 囲（ の壁 の遮 をへ 含む 物）	東 側			
		西 側			
		南 側			
		北 側			
	床				
出入口の扉					
標 識 の 有 ・ 無		有 ・ 無			
注 意 事 項 の 表 示		有 ・ 無			

(4) 診療施設における放射線障害の防止に関する予防の概要

管理区域	立入制限措置	遮へい物（材質等： ）による区画、白線による区画、その他（ ）		
	標識の有無	有 ・ 無		
その他	診療施設の見取図及びエックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況	（ 別 紙 ）		

(5) その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋（ ）、防護エプロン（ ）、その他（名称： 、数量： ）
エックス線診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況	フィルムバッチ（ ）、熱ルミネセンス線量計（ ）、ポケット線量計（ ）、その他（名称： 数量： ）

6 主要幹線道路からの案内図

注意：他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

7 診療施設配置図（平面図） 主な備品等も記入してください。

注意：他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

8 エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況

注意：他の用紙により提出する場合は、「別紙添付」と記入してください。

注意：添付書類

- (1) 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為
- (2) 開設者（法人の場合はその代表者）が獣医師である場合はその者の、また管理者及び診療を行う獣医師の免許証の写し
- (3) エックス線装置を使用する場合は、獣医療法施行規則第18条に基づき診療を開始する前に行った、エックス線量の測定結果を示す書類。